

連載

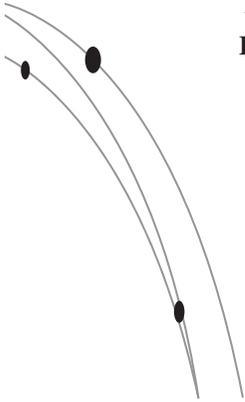
フィールド・アイ

Field Eye

ホノルルから——③

福島大学 長谷川 珠子

Tamako Hasegawa



女性活躍の背景/合理的配慮の源流？！

女性活躍の立役者は日系ハワイアン女性！

昨年アメリカで、映画「RBG」が封切られた。弁護士として性差別を争い数々の勝利を収めた後、1993年に女性で2人目の連邦最高裁判所判事となった、RBGこと、Ruth Bader Ginsburg判事を追ったドキュメンタリーである（一橋大学の中窪裕也先生はGinsburg判事と会われたことがあるとのこと！本誌664号1頁）。ロースクールでこの映画の上映会があり、それに先立ち、ハワイで活躍する女性（裁判官、弁護士、議員等）を招いたパネルディスカッションが行われた。

女性の活躍を目にする場面は他にもあった。ハワイに来て間もないころ、法廷教室で何かイベントがあると聞き、気軽な気持ちで出かけて行った。すると、教室前には警備員らしき人がおり、入室するのにIDを見せろという。さすがアメリカ、大学でもセキュリティに厳しいのかと思いながら教室に入った。しばらくすると、会場のみん々が起立し、ガウンを着た女性3人が教室に入ってきた。状況が把握できたのは、始まってだいぶ経ってからなのだが、なんと、本物の裁判が行われていたのである。普段はTシャツ＆ピースの学生達が、ハワイの正装であるアロハシャツを着ていたり、少し様子が違う理由もようやくわかった。

大学で本物の裁判（第9巡回区連邦控訴裁判所）が行われることも驚きだが、3人の裁判官がすべて女性であることにも衝撃を受けた。3人の男性だったなら、もっと早く事情を把握できたのかもしれない。日本の高裁で3人の裁判官がすべて女性というのは、イメージできなかったからだ。本稿執筆にあたり、日本の裁

判所のHPを調べてみた。2013年度以降の労働事件の高裁判決は27件掲載されており、裁判官が3人とも男性が19件、男2人女1人が8件であった（労働事件以外でも同様の傾向。名前から性別を推測）。予想以上の女性の少なさに、ガッカリした。

アメリカでこれほどに女性が活躍している背景には何があるのか興味がわいた。1964年に制定された公民権法第7編は、人種、皮膚の色、宗教、性または出身国を理由とする雇用差別を禁止する連邦法であり、男女雇用平等規制の支柱となったことはよく知られている（東京大学の荒木尚志先生が、立法経緯等も含め、フィールド・アイで言及されている。本誌648号121頁）。

この第7編と並び、タイトルIXと呼ばれる重要な連邦法があることを、ハワイ州最高裁判所のSabrina McKenna判事の講演で知った。後に、McKenna判事と受入れ教官のMark Levin先生と食事をした際、日本の法律雑誌にハワイ滞在記を書くので、タイトルIXにも触れたいと伝えたところ、講演用の原稿を送ってくださった。この場を借りてお礼を申し上げる。

タイトルIXの制定に尽力したのが、Patsy Takemoto Minkという女性である。彼女は、1927年に日系三世としてハワイで生まれ、ハワイ州内の高校を首席で卒業後、ネブラスカ大学に入学した。医学部を目指すも人種差別と性差別により入学を認められず、ロースクールへ進学した。卒業後ハワイに戻り、1953年に初の日系女性弁護士となったが、彼女を雇う事務所はなく、ハワイ大学で教えたり、自身で事務所を開設したりした。このあたりのエピソードはGinsburg判事と似ており、当時の性差別の激しさがよくわかる。その後、Mink氏は州議員となり、さらに1964年に非白人女性で初の連邦下院議員に選出された。

連邦議員となったMink氏は、自身が受けてきた差別が繰り返されることのないよう、「Title IX of the Education Amendments of 1972」を起草した。同法は、いかなる教育機関も、連邦政府から財政援助を受ける場合には、すべてのプログラムや活動において、性別を理由に差別してはならない、と定める。研究や教育だけでなく部活動も対象となるため、1974年にハワイ大学に進学したMcKenna判事は、同法のおかげで創設された女子バスケットボールチームに所属し、奨学金も得ることができたという。判事のお母様は日本人で、ご自身も高校まで日本で過ごされている。日本とハワイに縁のある二人の女性が、女性活躍

に強くかかわっていることに、感銘を受けた。

タイトルⅨの威力は強大で、1972年の卒業生の女性割合は、ロースクール7%医学部9%であったところ、McKenna 判事がロースクールに進学した1979年には3分の1が女性であった。そして今、ロースクールと医学部の女性割合は50%を超えるという。昨年医学部入試で女性差別があった日本との差は、歴然である。男女雇用機会均等法、育児介護休業法、次世代育成法、女性活躍推進法等、性差別や格差を解消するための法律の制定・改正が重ねられているが、問題の解決には至っていない。労働法や社会保障法だけでなく、教育、地域、家庭を含む社会全体を変えていかなければならないことを、アメリカの経験が教えてくれている。

「シャカサイン」は合理的配慮の源流？！

「シャカサイン」(shaka sign) をご存じだろうか。親指と小指を立て、残りの指を折り曲げて作るサインである。わかりやすいように、小学校の図工の教員をしている兄にそのイラストを描いてもらった(下図参照)。日本で写真を撮るときによくピースをするが、ハワイではそれと同じようにシャカをつくる。私も意味を知らずに真似をしていた。



その意味を知ったのは、「ポリネシア・カルチャー・センター (PCC)」(ポリネシアを代表する、サモア、ニュージーランド、フィジー、ハワイ、タヒチ、トンガの6つの島々を、村に見立てて再現したアミューズメントパーク)で、ある人物の銅像を見たからである。その銅像もシャカをしているのだが、少し違和感があった。なぜだろうと近づいてよく見てみると、人差し指、中指、薬指の第2関節から先がない。どういうことかと横に立つ案内板を見てみると、以下のような説明があった(諸説あるようだが、PCCとハワイアン航空のHPにあるシャカの由来に基づき記述する)。

1900年代の初め頃、オアフ島北部の(現在はガーリックシュリンプで有名な)カフクにある製糖工場、ローラーでサトウキビの汁を絞る圧搾担当者として働いていたHamana Kaliliは、右手をローラーに挟まれ、人差し指、中指、薬指を失ってしまった。事故

後、雇い主は、彼をサトウキビを運ぶ鉄道の保安要員に配置換えをした。汽車に発車サインを送ったり、駅の前でスピードを落とした汽車に飛び乗ろうとする子どもを制止したりするために、彼が3本の指のない右手を振ったところ、これを子どもたちが真似たのが、始まりといわれている。シャカはハワイ語ではなく、1960年代に中古車業者がテレビCMで、シャカサインをしながら「シャカブラー」と叫んだことでそう呼ばれるようになった。1970年代にホノルル市長選の候補者(6期にわたり市長を務めた)が、このサインを選挙戦のシンボルとして使い、広まったとされる。シャカは、手の甲を内にするか外に向けるかで多少意味が異なるとされるが、友情、感謝、親善、激励、結束を表現するものとして用いられる。

この話を上智大学の永野仁美さんに披露したところ、「その話、フィールド・アイに書くといいよ!」と提案してくれた。確かに、障害を負った従業員を(この事案は労災だが)、従前とは異なる業務に配置換えすることは、まさに「合理的配慮」(reasonable accommodation)に他ならない。アメリカは、1990年に障害をもつアメリカ人法(Americans with Disabilities Act, ADA)を制定し、障害差別を禁止するなかで、障害ゆえに生じる職務遂行上の支障を軽減・除去するための措置である合理的配慮を、適格性のある障害者に提供しないことも差別に該当すると定めた。ADAでは、空きポストへの配置換えが合理的配慮に含まれると解されている。ハワイでは、ADA制定のはるか前から、合理的配慮が提供されてきたと、いえるかもしれない。

ハワイ大学には、障害(者)に関する包括的な研究を行うCenter on Disability Studiesがある。同センターにヒアリングを行った際、知的障害や発達障害のある高校生及びその保護者への教育・訓練や、企業への丁寧な情報提供により、企業等への就職促進につなげようとしていると伺った。教育、家庭及び地域の連携の重要性は、差別や格差の問題に共通といえよう。障害者の雇用・就労について、これまで労働法と社会保障法の側面から検討を行ってきたが、今後はさらに視野を広げた研究の必要性を感じている。

はせがわ・たまこ 福島大学行政政策学類准教授。最近の主な著作に、『障害者雇用と合理的配慮——日米の比較法研究』(日本評論社、2018年)。労働法専攻。